

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 27 年 10 月 28 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500301号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500075号

## 第1 結論

昭和36年4月から昭和40年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(子)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 被保険者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生

### 3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和36年4月から昭和40年3月まで

国民年金制度ができた昭和36年に、私、父及び母の3人が同時に国民年金に加入して以来、父が家族3人に係る国民年金保険料をまとめて納付してきた。請求期間について、自分や父は保険料納付済みとなっているのに、母だけが未納となっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和36年に請求者、請求者の父及び母(以下、訂正請求記録の対象者とする。)の3人が同時に国民年金に加入して以来、請求者の父が、家族3人に係る国民年金保険料をまとめて納付してきたと主張している。

しかしながら、請求者に係る国民年金手帳記号番号は昭和36年11月29日に払い出されているが、請求者の父及び訂正請求記録の対象者に係る国民年金手帳記号番号は昭和43年8月21日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿によりそれぞれ確認できることから、請求者の父及び訂正請求記録の対象者は、同日まで国民年金に加入しておらず、請求者の父が、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る国民年金保険料を、請求期間当時に請求者と請求者の父の分と合わせて納付することは不可能である。

また、請求者の父は既に亡くなっており照会を行うことができない上、請求者は訂正請求記録の対象者の請求期間に係る国民年金保険料の納付に関与していなかったとしていることから、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る保険料納付状況は不明である。

さらに、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間について、訂正請求記録の対象者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500422号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500076号

## 第1 結論

平成2年\*月から平成8年3月までの請求期間及び平成8年10月から平成9年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成2年\*月から平成8年3月まで  
② 平成8年10月から平成9年3月まで

私が20歳になった平成2年\*月頃、母から国民年金保険料を納付し始めたと聞いた記憶があったが、確認したところ、納付記録がなかったので訂正請求をした。国民年金の加入手続はA市役所で母が行い、保険料納付に関しては、請求期間当時、私はアルバイトの給料を親に渡していたので、請求期間①は母が、請求期間②は母若しくは自分が同市役所及び同市サービスセンターにて、同市の納付書で払っていた。調査の上、請求期間①及び②を保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、アルバイトをしていた20歳の頃、請求者の母がA市役所において請求者の国民年金の加入手続を行い、同市役所及び同市サービスセンターにて、同市役所から送付された納付書で国民年金保険料を納付していたとしている。

しかしながら、オンライン記録によれば、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者が20歳となった平成2年\*月頃ではなく、平成4年6月に払い出されていることが確認でき、その時点では、請求期間①のうち、平成2年\*月から平成4年3月までは過年度納付となることから、A市役所を通じて国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、請求期間①の国民年金保険料を納付したとする請求者の母は、保険料の納付場所については記憶しているものの、納付時期及び納付金額等に関する記憶が曖昧であり、当時の具体的な納付状況が不明である。

さらに、請求者の母は、請求期間①の国民年金保険料を自身の保険料と一緒に納付したこともあったとしているが、請求者の母のオンライン記録によれば、請求期間①当初から平成4年3月までは、国民年金の第3号被保険者であり、同年4月から平成6年5月までは、国民年金保険料の未納期間である上、同年6月以降は厚生年金保険の被保険者期間であることが確認でき、請求者の母が自身の保険料を請求者の保険料と一緒に納付したことはうかがえない。

請求期間②について、請求者は、請求者の母若しくは請求者が、A市役所及び同市サービスセンターにて、同市役所から送付された納付書で国民年金保険料を納付していたとしている。

しかしながら、請求者の母及び請求者は、国民年金保険料の納付場所については記憶しているものの、納付時期及び納付金額等に関する記憶が曖昧であり、当時の具体的な納付状況が不明である。

また、請求期間②は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間を含んでおり、この時期は年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、当該請求期間に係る年金記録の過誤は考え難い。

このほか、請求者が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①及び②について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500398号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500147号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和42年8月31日から同年9月1日に訂正し、昭和42年8月の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

昭和42年8月31日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和42年8月31日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年8月31日から同年9月1日まで

勤務地や仕事内容に変更がないまま、昭和42年9月1日にA社からその子会社のB社に向向した。年金記録を見ると、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和42年8月31日となっているが、同社には同日まで勤務したので、資格喪失年月日の記録を同年9月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の事業を継承しているC社の回答及び陳述により、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、昭和42年7月の厚生年金保険の記録から、2万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社の事業主は、昭和42年8月31日から同年9月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和42年8月31日から同年9月1日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を同年9月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年8月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年8月31日から同年9月1日までの期間

に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。